

平成 2 9 年 3 月 定例会 (平成 2 9 年 3 月 2 9 日)

泉南清掃事務組合議会会議録

平成 2 9 年第 1 回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○例月現金出納検査結果報告	4
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○閉会の宣告	4 0
○署名議員	4 1

平成 29 年 泉南清掃事務組合議会 第 1 回 定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 29 年 3 月 29 日（水曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 監査報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 4 議案第 1 号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 2 号 泉南清掃事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 泉南清掃事務組合長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 泉南清掃事務組合温水プール設置管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 泉南清掃事務組合温水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 泉南清掃事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度泉南清掃事務組合一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 11

出席議員（１２名）

１番	畑 中 議 君	２番	二 神 勝 君
３番	三 原 伸 一 君	４番	庄 司 和 雄 君
５番	見 本 栄 次 君	６番	土 井 清 史 君
７番	原 口 悠 介 君	８番	岡 田 好 子 君
９番	古 谷 公 俊 君	１０番	竹 田 光 良 君
１１番	大 森 和 夫 君	１２番	田 畑 仁 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	竹 中 勇 人 君	副 管 理 者	水 野 謙 二 君
-------	-----------	---------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	西 田 満 君	事務局次長兼 庶 務 課 長	尾 崎 知 行 君
会 計 管 理 者	今 橋 正 能 君	事 業 課 長	古 木 康 之 君
庶務課長代理	石 田 弘 司 君	事業課管理 第 二 係 長	中 森 康 仁 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土井清史君） おはようございます。

議員皆様方には、昨日の全協に引き続きお疲れのところご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

定刻になりましたので、これより開催させていただきます。

なお、古谷議員より遅参の届けがありましたので、ご報告いたします。

12名中11人の出席です。定足数に達しておりますので、平成29年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（土井清史君） これより会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（土井清史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、9番、古谷公俊議員、10番、竹田光良議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（土井清史君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。



◎管理者の挨拶

○議長（土井清史君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

竹中勇人管理者。どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

平成29年第 1 回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

土井議長初め、議員皆様方におかれましては、平素から清掃行政全般にわたりまして、格段のご理解とご協力を賜っておりますこと、心から御礼を申し上げます。

さて、本日の議会におきましてご提案申し上げております案件でございますけれども、議案第 1 号、泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてから、議案第 8 号、平成29年度一般会計予算についてまでの以上 8 件についてご提案を申し上げておるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、私のご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。



◎例月現金出納検査結果報告

○議長（土井清史君） 日程第 3、監査報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告について、三原監査委員よりお願いいたします。

どうぞ。

○3 番（三原伸一君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、監査報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告につきまして、ご報告申し上げます。

資料につきましては、既にご配付いたしておりますので、ごらんいただいているものと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成28年度会計の11月分から12月分の2カ月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金残高について、収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単でございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（土井清史君） 以上で、日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者、どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、公平委員会委員である山野良太郎氏は、平成29年3月26日をもって任期満了となるため、後任の公平委員会委員といたしまして、岩本正美氏を最適任者と認め、新たに選任いたしたくご提案するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しのとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当につきまして、勤務の実情に応じて一部を廃止するため、本条例を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書は7ページを、議案補助資料は1ページをお開き願います。

特殊勤務手当につきましては、手当の支給の必要性や他団体の状況等を考慮した結果、年末年始及び休日に排出された収集ごみ等の計量及び受け入れ業務に従事する職員に対し支給しておりました特殊収集受け入れ手当を廃止するものでございます。泉南市におきましての

同様の特殊収集手当の廃止をしたことに伴う改正でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合長期継続契約に関する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第3号 泉南清掃事務組合長期継続契約に関する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書は、9ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規

定に基づき、長期継続契約を締結できる契約の範囲につきまして、その内容を条例で定める必要から、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

従来、長期継続契約できる業務につきましては、電気、ガス、水の供給または電気通信の役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に限定されておりましたが、対象範囲が拡大され、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものが追加をされ、対象業務等を規定するものでございます。

条例の内容につきましては、議案書11ページをお開き願います。

長期継続契約を締結することができる契約、長期継続契約の期間等の具体的な事項を定めております。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合長期継続契約に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第７、議案第４号 泉南清掃事務組合温水プール設置管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第４号 泉南清掃事務組合温水プール設置管理に関する条例の全部改正についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、温水プール指定管理者制度を導入するに当たり、地方自治法第244条の２に基づく規定のほか、指定管理者の指定に関する手続等の事項を定め、所要の措置を講ずる必要があるため、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書は15ページを、議案補助資料は３ページをお開き願います。

まず初めに、条例題名をわかりやすくするため、泉南清掃事務組合温水プール設置管理に関する条例から泉南清掃事務組合温水プール設置及び管理に関する条例へ改正し、条文につきましては大幅な改正となることから、全部改正し、指定管理者制度導入に当たり規定内容が大きく２つに分かれるため、２章立てとしております。

まず、第１章総則についてであります。第１条は、設置について定めており、文言の整理及び公共の役割を踏まえて設置目的の整理をするものでございます。

第２条は名称及び位置、第３条は施設について定めており、設置施設の内容を明確に規定しております。

第４条は開館時間について、第５条は休館日について定めており、管理の基準の基本的なものとして、規則で定めていたものを条例で規定するものでございます。

第６条は、使用許可について定めており、文言の整理、目的に合わせ「体育振興」を削除しております。

第７条は、使用料について定めており、納付の時期等を整理し、減免等につきましては、規則に委任をしてございます。

第８条使用の制限から第12条損害賠償につきましては、施設の通常使用時の規定の追加及

び文言の整理を行っております。

次に、第2章指定管理者による管理についてであります。第13条は指定管理者による管理について定めており、地方自治法の規定に基づき、指定管理者制度を採用することができることを規定しております。

第14条は、指定管理者が行う業務の範囲について定めております。

第15条は、指定管理者の管理の基準等について定めており、開館時間、使用制限等以外の基本的事項及び個人情報の保護義務について規定をしております。

第16条は、指定管理者の指定の手続について定めており、原則公募による候補者を選定すること、議会の議決を経て指定することを規定しております。

第17条は、協定の締結について定めており、指定後、基本協定、指定期間及び年度協定の締結について規定をしております。

第18条は、指定管理者による開館時間等の変更について定めており、指定管理者制度を採用した場合でも、管理者はもとより、指定管理者において承認を得て変更を行える旨を規定しております。

第19条は、指定管理者に利用料金制をとらせ、温水プールの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることを規定しております。

第20条は、法律に基づいた事業報告義務について規定しております。

第21条は、法律に基づいた指定の取り消し及び告示についての規定でございます。

第22条は、指定期間終了時の原状回復義務について規定をしております。

第23条は、従事者の秘密保持義務について規定をしております。

第24条は、委任について、その条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしてございます。

最後に、この条例の施行期日は、公布の日から施行とし、経過措置といたしまして、指定管理者に移行前の許可等の扱いを規定しております。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

大森議員。

○11番（大森和夫君） 根本的なこととして、指定管理者を導入する理由ですよね。いろんな人件費を浮かすとか、それから民間委託にという流れがあるのはわかりますけれども、ここはプールの使用料の値上げなどもずっと、値上げというか、改定なんかもせずに来て、特別何ら問題があったように思えないので、その辺のところの説明をしてほしいのと、それから、指定管理者制度を導入した場合に、今、働いてはる職員さんの処遇はどんなふうになっていくのかということを知りたいのと、それから、昨年、泉南市の夏休みのプールの学校の一般開放で業者が見つからなかったんですよね。やっぱり、プール事故を受けて、管理体制が、安全対策を十分とらないかんということで、それについてそれに見合うような組織が持てるような業者がいなくなったり、そういう体制を組むと非常に高くなって、泉南市が予定していた金額では対応できないということもあって、業者に移らなかったということもあるので、そういうリスクもあると思うんですよね。そういう中で見つからないとかね。それから、安全対策が十分とれないんじゃないかということで、そういう中で指定管理はする必要があるのかということが疑問なんだけれども、それについてお答え願いたいのと、あと、この後に料金の改定についての提案が出ますよね。順番、どっちが先なんかなとか思ったりするわけですよね。ここで条例が全部改定されるので、その後にまた、その前に値上げが、値上げというか改定案が出てくると、条例触るのが2つやからこういう順番になったかなというふうに思ったりするんですが、多分19条の中で当該指定管理者の収入は、このプールの収入については、使用料の収入については指定管理者が受け取るということなので、指定管理者の意見を聞きながら使用料の改定なんか決めるほうが、意見を聞きながらのほうがいいんじゃないかと思ったりしたので、順番ですね。条例を提案した順番、意味があんねんやったらちょっと説明してもらえますか。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） まず、指定管理者制度ですね。それを導入した管理をなぜやっていくんかというのが、まず第1点のご質問だと思います。

理由といたしましては、長年直営でやってきました。ことしで28年目になるところでございます。そういった中で、なかなか職員直営でやっていますけれども、指定管理者制度を活用して、民間のそのノウハウというんですか、経営能力を活用して、その市民サービスの、利用者サービスの向上と経費の削減を図っていく必要があるのではないかとということで、構成市の施設でも指定管理者制度導入されておるという事例もかなりございますので、そういった中で、この利用者サービスの向上と経費の削減を図るために導入したいということでご

ざいます。それによって、自主事業等もやっていただくことになるかと思いますが、柔軟な対応ができると考えてございます。

それと、今の職員の処遇なんですけれども、昨日もちょっと若干ご説明させていただきましたが、従来、4名ぐらい職員配置しておりました。職員の人件費、かなりかかるということでございますので、今現在、2名の職員でやってございます。指定管理制度に移行した後については、当然、指定管理者の報告をチェックしたり、モニタリング等の業務、それとか、市のほうでは第三者評価とかそういったこともやっておりますので、そういった指定管理者の管理にかかる評価部分、当然職員が必要になってきます。ただ、2名は必要ないのかなと思います。ですので、そういった職員につきましては、別のところへ、いろんな業務がありますので、プール以外のところで担当の業務をやってもらおうというふうに考えてございます。

それと、泉南市のその夏休みの一般開放で事業者が決まらなかったという関連で、事業者があるのかというふうなご質問かと思いますが、指定管理者の候補者を選定するに当たっては、民間企業、あるいは団体を広く募集した中で、選定委員会で選定していくというふうに考えてございますので、そういった事例もたくさんございますので、たくさんの事業者の応募があるものと期待はしております。

あと、条例のその順番というか、なぜ2本立てにしているのかというようなことかなとは思いますが、議案第4号の条例につきましては、かなり改正部分が広範囲にわたります。指定管理者に関する制度の関係の規定であるところ、それと文言の整理も多々ございまして、そういったことで、この部分をまず全部改正する条例を提案させてもらっています。議案第5号で上程の予定になっておりますけれども、使用料の改定の条例がございまして、それについては、使用料の改定部分だけの条例ということにさせていただいています。それぞれ条例の施行期日が違いますので、そういったこともありまして、その条例は2本立てにさせていただいているということで理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） 指定管理者にしなければならないせば詰まったというか、これしかないというふうな理由には聞けなかった。一般的にいう民間活力の活用とか、経費削減とかそんなことをおっしゃったけれども。

何を問題にしているのかというと、安全対策なんですよ。だから、安かろう、悪かろうじ

や、プールというのは事故とか、死亡事故につながるようなことがあるので、そういう安全対策ができる、ちゃんとできる業者が見つかるのかということを言うてると、それを担保するような業者に来てもらおうと思えば、やっぱり結局予算が高つくんじゃないかということをお心配しているんですね。

指定管理者にしてそんな思いどおりの業者が来るのかどうかというのも、例えば、泉南市でいうたら、否決されたことはありませんけれども、いろんな苦情も多いし、指定管理者の選定に当たっては、退席されるような議員さんもいらっしゃるし、賛成しても、こういう問題があったので市長のほうから厳しく言うてくれとかいうようなこともあるわけなんですよ。だから、民間だからいいというふうなことには、もう今ならないし、一遍民間にすると、公的なものに戻すというか、直営に戻すにはもう人材いないわけやから、もう本当に大変なことになってしまうし、その点も深く考えた上の指定管理者制度かというふうなことが疑問なんですよけれども。その点について、もう一度お答えください。

○議長（土井清史君） 局長、どうぞ。

○事務局長（西田 満君） 先ほども若干申し上げましたけれども、その民間活力の導入で、いわゆるサービス向上を図りたいというものが大きな理由になります。例えば、開館日であるとか、時間であるとか、自主事業というのもございますので、いろんな住民のニーズに応えたような事業をやっていただく、そういったことで市民サービス、利用者サービスの向上を図るというのがまず1点目でございます。

それと、安全対策が大事やというようなお話もございましたけれども、そういったことにつきましては、事業者のその提案を受けますので、そういった中で適切な業者を選定するといえますか、それと、その募集要項、あるいは業務の仕様書の中でも事故の起こらないような管理体制をやることというような規定を踏まえた中で提案していただいて、選定委員会で候補者を選定していただくという形にしたいと思っております。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） 経費はどれぐらい浮くというふうに試算されているのか、それが1つと、プールについては、夜間にも利用したいと、仕事帰りなんかに寄りたいというご意見もたくさんあるとお聞きしているんですよけれども、例えば、指定管理者になった場合にそういうふうなことが実現するとか、そういう見込みがあるのかどうかね。サービス向上とおっしゃったけれども、そんな点はどんなふうに考えておられるのか、お答えください。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） 経費の削減につきましては、今、まだ具体的な試算はやってございませんが、今、仮にというか、昨日その使用料の見直しの中で説明させていただきましたけれども、かかっている経費が五千四、五百万かかっていたかと思います。五千四百何万かな、かかっていたかと思います。仮に、その1割とすれば、500万。仮にですよ。5%としたら250万なんです。ですので、それも今後募集要項の中で提案の上限価格というふうに設定していきますので、そのときには精査した上で募集要項の中に含めていきたいというふうに考えてございます。

それと、夜間利用についてなんですけれども、当然、勤労者の方につきましては、昼間利用できないといった声はお聞きしてございます。直営ではなかなか余分な人件費がかかったりしますので、夜間の利用というのは、今のところやってございませんが、指定管理者のその工夫の中で、時間を延長する、あるいは、例えば夜間割引を導入して、もっと夜間に来てもらおうとか、そういったことも可能ではないかというように考えてございます。

○議長（土井清史君） ほかに。

はい、どうぞ。

○10番（竹田光良君） すみません。簡単にちょっとお聞きをさせていただきたいと思っています。

この議案につきましては、指定管理者を指定するということで、ほぼ全面的に条例を見直しますよというようなことで提案されていると思います。今も指定管理者について特化した質問があったかと思いますが、少し似たような点になるんですが、1つ目に、指定管理者をやっぱり導入していくという理由の中で、いわゆる一般的な事業者との契約ということもあったかと思うんですけれども、いろんなその契約があろうと思うんですけれども、その中でも、やっぱり指定管理者は導入をしていく理由ですね。と言いますのは、昨今指定管理者、泉南市もよく利用しているんですけれども、利用というか、指定管理者をするわけなんですけれども、若干、もともと指定管理者というのはコストダウンをして、そしてサービスを向上させなさいと、非常に矛盾した1つ側面があるんですよ。ですから、やっぱりどうしても指定管理料、あるいは単価がやっぱりどうしても年々やるたびに高くなってきているというようなそういう実情がある中で、改めて指定管理者を導入していくその理由を、改めて1つお聞きしたいなと思います。

そして、2つ目であります。これは、先ほど大森議員のほうからも指摘ありましたけれども、やはりプールでありますので、これが非常にメインになると思いますので。当然のこ

とながら、これは安心、それから安全面、これが非常にやっぱり大事だろうというふうに思うんですね。そういった意味においては、直営をするよりも指定管理者のほうが、これは安全なんだということを改めてきちっとご説明をいただきたいなというふうに思います。これが2つであります。

そして、3つ目には、先ほどもちらっと西田さんのほうからありましたけれども、やはり自主事業でありますけれども、これは、指定管理者においては自主事業が非常にやっぱり大事になってくると。ある意味、今までに直営でない新たな事業をしていただいて、よりこの温水プールを利用していただいて、そして活性化していくということにおいては、非常に期待をされるわけでありましてけれども、その自主事業についてどんな効果を望まれているのか、その点についてのご説明いただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） まず1点目の指定管理者導入の理由でございますが、ちょっと繰り返しになるかも知れないんですけども、公の施設ですね。自治法に規定する公の施設について、民間事業者が有する運営ノウハウを利用してその住民サービスの質の向上と合わせて経費の削減、これがもう自治法にうたわれている目的そのものになりますけれども、それを踏まえて、本組合でも公の施設である温水プールに指定管理者制度を導入した管理を行いたいということでございます。

2点目の安全安心。指定のほう、指定管理者に移行したほうが、それが、メリットが、そういった安全安心についてのメリットがあるのかというようなご質問かと思います。今、実際の受け付け業務であるとかプール監視業務は、民間事業者に委託という形でやっております。そういった中で、警備業法の関係が出てきますので、警備業法の許可のある事業者に委託をお願いしておるところでございますけれども、指定管理者制度に移行して指定管理者がプールを管理するという形になっても、当然そういった同じ、もしくはそれ以上の安全面への配慮が必要になるのかと思います。そういった中で、その事業者の募集に当たって、そういった経験であるとか、いろんなプールの管理実績であるとか、そういったところを慎重にチェックする、精査した上で事業者の選定をやっていききたい、やっていけたらと考えております。

それから、3点目の自主事業の効果でございますが、さまざまな自主事業を提案していただけるのかなと、今のところ考えておりますけれども、例えば、きのうも若干申し上げまし

たが、2階に今回設置した多目的室。ちょっと、そんなにいうほど広くないんですけれども、そこで健康体操的なプログラムをやってみたり、例えば、ヨガとか太極拳とか、飛んだりねたりするのは、ちょっと2階なのでできないかと思うんですけれども、そういったスタジオオプログラムの自主事業もやっていただけたらというふうには考えています。

それと、自主事業、プールのほうでの自主事業も、本来の利用の妨げにならないぐらいの程度で、スイムレッスンとかそういったものもあり得るのかなというふうに考えてございます。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○10番（竹田光良君） ありがとうございます。

指定管理者を指定する理由については、ほとんどもう指定管理者しか考えてなかったなというようなそんな雰囲気がわかりました。

あと、今回の、うちの場合については、いわゆる清掃から出るそのエネルギーを使って、そしてこういうふうに温水プールをして、そして利用していただいているわけなんですけれども、これ、大阪府内でも同じようなことで、そして指定管理者にしているような、ちょっと事例があるんですかね。要するに他市の事例ですね。もしあれば、一応紹介をしておいていただきたいなというふうに思います。

それから、自主事業につきましては、これは後の料金改定にもちょっとつながってくると思いますけれども、今、恐らく、泉南市内、また阪南市内の住民さん中心で温水プールは利用されているのではないかなと思うんですが、これ、指定管理者ということになれば、例えば、それ以外でもオーケーですよ。要するにその2市以外の住民さんでも、今でも多分いてはると思うんですけれども、これ、どんどん来てくださいというふうな、そういう形にやっぱりどんどん、やっぱり基本的には民間ですので、それはもうオーケーですよ、こうしていくのか、また、その自主事業も、今幾つか例を示されたわけなんですけれども、これはもうどんどんやっぱりやってくださいと。特に、プールだけではなくて、例えば、トレーニング室、これなんかでもやっぱり充実してくださいというふうな形でどんどんその辺はお願いしていくのか、この点はどうなのか、最後にお聞きをしておきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） まず、府内の他市の事例でございますけれども、近隣では、泉佐野の末広公園の横の隣に、体育館の横にあるかと思いますけれども、健康増進センターのと

ころがございます。そこも指定管理者制度をもう数年前からやっております。あと、熊取町ひまわりドーム、それと高石市のスポラたかいしという温水プールがあるんですけども、そこも民間事業者が入って指定管理でやっています。それと、和泉市のサン燦プールも指定管理者が入っています。どんどん北のほうへ行ったら、堺市にも1件ぐらいあったかと思います。この泉州方面では、あと、岬町のピアッツァ5ですか。あそこもプールありますけれども、そこも指定管理者です。泉州方面では事例はそのぐらいかと思います。

あと、他市の住民の利用についてですけども、今、直営でやっていますけれども、今も別に他市の利用に制限を設けているわけではございませんので、当然、指定管理者にしてもそのまま継続していただけるというふうに考えてございます。

それと、自主事業の考え方かと思いますが、これは先ほども申し上げたように、民間事業者の創意工夫による自主事業、いろいろな自主事業を、先ほど申し上げたようなことにはなるかと思いますが、それ以外でも、民間の工夫によって提案していただいて、それを一つの要素として事業者の選定、候補者の選定をやっていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○10番（竹田光良君） 結構です。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ありませんか。

どうぞ。

○9番（古谷公俊君） 温水プールの設置目的は、あくまでも住民の健康意識の向上と心身の健康保持及び増進とありますので、やはりそれにのっとっていくのと、もう一つ、ちょっと16ページの第6条のほうに、専用使用というのが書いていましたので、ちょっと余り聞きなれないので、専用使用について説明と、また過去にこの専用使用の例があったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（土井清史君） 尾崎課長。

○事務局次長兼庶務課長（尾崎知行君） お答えさせていただきます。

専用使用という部分につきまして、コースの専用、全体的な専用ということで、よく団体等につきまして利用させている部分はございます。ただ、コース使用につきましては、いろいろな形で人数とかそういう絡みもありますので、ここ、私がいているときにはございません。ないということとなっております。

○議長（土井清史君） 古谷議員。

○9番（古谷公俊君） 例えば、あれ、5レーンぐらいあったんですかね。そしたら、1レーンが、今の現在の料金で1時間2,000円。もし5レーン借りようと思ったら1万円という、要するに、5レーン借りたらもう全部借りるから、どういうところが大会したとかあるということですね。それは、先ほど大森さん、また竹田さんからあったように、自主事業のどこかにはつながるんですけれども、聞いたら、次のことに、次に答えてほしいんですが、専用使用を申し込んだときに、すぐには許可出ないと思うんでね。それがどれぐらいかかるのか。

もう一つは、あくまでも温水プールというのは、はっきり言って負担が大き過ぎる、赤字みたいなことがあるので、健康ためにやっていたんやけれども間に合わなかったと。要は、これから使用料という形もありますけれども、どれだけお客さんに来てもらうかということなので、稼働率が今何パーセントか。できたら、また市のほうでは、大体どれぐらい、できたらその使用料をふやしながら、何とかいいような形にしたいのは、稼働率、目標的にはどこら辺に置いているのかを知りたいのが一つなんですね。そのためには何かというたら、私もきのう見させてもらいましたけれども、非常に写真写りがいいという。ということは、お客さん、市民の皆さん知ったら乗りたいなど。周知の方法についてはどういうふうを考えているのか。私は、どっちかというたら、コミュニティバスが動き回っているの、両市のコミュニティバスに、横っ腹に載せて、こういうふうになりましたというのはあると思うんやけれども、まず知らせなかったらお客さん来ようがないし、外から見ただけでは、この建物はプレハブにしか見えないから、とんでもないけれどもわからへん。中身が大事なんですけれども、いわば稼働率のことと、それから周知の件ですね。その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（土井清史君） 局長、どうぞ。

○事務局長（西田 満君） 稼働率につきましては、きのう使用料の見直しのところでご説明させていただきましたが、ここ3年間の実績、実績平均ですね。それで40.7%でございます。目標はどこに設定してるのかということでございますけれども、泉南市、例えば泉南市のほうでは、こういった検討をする場合なんかって、50%を目標に設定しておったというふうに記憶しております。余り高い目標を掲げても達成できるかというところがありますので、うちもそのあたりを見据えて、とりあえずは50%を目標にしたいというふうに考えてございます。

あと、周知の方法でございますが、ありきたりのことで怒られるかもわからないんですけれども、広報であるとか、ホームページですね、それは当然今もやっておりますし、今後も

やっていきます。それと、最近では、泉南市、阪南市のフェイスブックのほうに掲載させていただいております。これ以外にも、チラシとかポスターとかそういったものも積極的にやっていきたい。ただ、フェイスブックについては、泉南市、阪南市に依頼しておるんですけども、清掃組合のほうでもフェイスブック開設できるというのは最近ちょっと知ったんですけれども、できたら早急にそのあたりも検討したいというふうに考えてございます。

○9番（古谷公俊君） 専用の申し込みからどれぐらい。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○事務局次長兼庶務課長（尾崎知行君） 専用使用、利用の部分につきましては、今現在、1カ月前に申し込んでいただきまして、その部分につきましては、当然人数等が絡んできますので、例えば、1人で1本のところ専用使用ということは、そのときに判断させてもらう部分になると思っています。

○議長（土井清史君） 古谷議員。

○9番（古谷公俊君） あくまでも阪南市民、泉南のその焼却場の余熱を使っているんでね、それを皆さん来てほしいと。将来指定管理者になった場合は、先ほども1点ありましたけれども、全体的な泉州地域の人に呼びかけする、それは、私はいいいと思います。ただ、よく使っている方には、余り来られたら困るということもあるかわからないけれども、ただ、できるだけ使っていただくような方向性と、それに伴って、無料じゃないんだから、要するに使用料という形でできたら財源というのはとても大事なので、そういうことも活用しながら、昨日も見させていただいたら、一部、やっぱりしっかりと補修はしているんやけれども、まだ、ああ、もうちょっとしたいなというところもあったと思いますので、例えば、1年、2年後に、例えばそれが使用料、うまくいってもっときれいにできるという予算できたら、そういう方向性もあると思いますので、やはり来ていただくことが大前提と、またそれが市民の皆さんの健康増進につながるということ、前向きな話でやっていただきたい。

先ほど周知については、本当に公務員さんの周知というのは、本当に広報に出しても見ないという人おるし、よく怒られるんやけれども、やっぱり動くもの、また現代的な、やっぱり皆さん見れるような形に、立場に立ってお知らせする。だから、できれば、きょうは阪南市、泉南市の市長もいらっしゃるんやから、将来的、広報についてはバスも利用しながら、どんどんお知らせして、一度たくさん来てもらったなというのなら、だんだんセーブしてね、ある程度に。ただ、自主事業も先ほどの専用使用については、将来的にはそれが自主事業へつながるような形もありますので、その辺もしっかりとお伝えすることも大事だと思います。

ので、まずは市民さんにプールが新しくなりましたよということをお知らせするということをもうやっているわけですから、しっかりとお願いしたいと思いますので、近々、4月以降、具体的に動いて。両市長は、どのような、このプールのこと、ちょっと意見いただけますか。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） 私も水泳に関しましては20年ほど前からやっています、このプールも20年ぐらい前からよく使わせていただいております。実際に、スイミングやっておられる方がどういうところへ行っておられるかというの、ほとんどの方がまずスイミングスクールへ行っておられる方が多いです。スイミングスクールへ行っておられる方が、スイミングスクールへ行く日って決まっていますので、それ以外の土日とか、そういうときの練習にこういうプール。私も、ここだけじゃなしに、佐野にも行きましたし、ピアッツァ5にも使わせていただいております。皆さん、それぞれ、それぞれのプールの特徴がありますので、いろんなところで練習されております。そういう意味では、ほとんどの方がロコミです。もう水泳やっている方は、どこにどういうプールがあって、今どういう状態というのは皆さん把握されていますので、それでも十分使っていただいていると思います。私も長距離水泳やっていたんですけども、長距離なんかやっている人は、後の議案にありますけれども、2時間じゃ短いです。3時間は普通にいけると思います。そこまで泳いでいる人、一般の人ではそこまで泳いでいる人は少ないでしょうけれども、2時間ぐらい歩いている方が非常に多いですね。ちょっと高齢の方で、そういう活用をされている方が非常に多いと思いますので、活用の仕方については、老人クラブとか、そういうところに、あるいはいろんなそういう団体さんですね。そういうところに声かけて、誘いをかければいいのかというふうには思っております。そういうPRの仕方というのを、我々としても考えさせていただきたいと思います。

○副管理者（水野謙二君） では、私のほうから。

高齢化が進んでまして、また生活習慣病に対する関心も非常に高くなっています。健康に対する関心と、生活習慣病に対する予防ということの関心が非常に高くなっています、その高まりの中で、スポーツというのを、機会をやはり多く持ちたいという市民の皆さんの意識も高くなっていると思いますし、さまざまなそのスポーツというものを探しておられる。水泳というのは、もう前から非常に効果があるということで、今も非常にニーズも高くなっているというふうに聞いております。そのスポーツだけではなくて、このようにトレーニングジムを併設したり、また多目的室を持つということで、その地域のそういうつな

がりの拠点にもなっていくというようなことでございますので、非常に大事な健康の拠点、スポーツの拠点としてより一層使っていただきたいということで、周知の方法につきましても、十分に検討していきたいなど、そのように考えてございます。

○事務局長（西田 満君） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

はい、どうぞ。

まず、原案に反対者の討論を許します。

大森議員。

○11番（大森和夫君） この第1条に書かれているように、目的、この温水プール、目的というのは、住民の健康意識の向上、心身の健康の保持及び増進を図るためとありますが、これをやっぱり民間任せにするのはよくないというふうに思います。やっぱり公的団体が責任持ってやるということが大事で、そういう意味で、指定管理者制度に反対いたします。

導入の目的がありましたけれども、経費の節減、それからサービスの向上ということをおっしゃられましたけれども、いろいろ苦労しながら今の体制で何とかやってきたという経験もありますので、指定管理者制度を導入する理由はないというふうに思います。

それと、今も議論の中で、コミバスの利用とか、それから市の健康対策、スポーツ対策との関連なんかも重要だというふうに思いました。そういう意味でも、民間でやってもらうんじゃなくて、今までどおり直営の方がそういうところの関連とか連携とかもとりやすいと思いますので、この指定管理者制度の導入に関することも含めたこの条例の全部改定には反対いたします。

○議長（土井清史君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第4号 泉南清掃事務組合温水プール設置管理に関する条例の全部改正について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井清史君） 賛成多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第8、議案第5号 泉南清掃事務組合温水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

竹中管理者の説明を求めます。

どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第5号 泉南清掃事務組合温水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書23ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、温水プールの利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、使用料の改定を行うため、本条例を提案するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書は25ページを、議案補助資料は11ページをお開き願います。

まず、今回の使用料見直しの経緯についてであります。温水プールの使用料は、地方自治法第225条に規定する行政財産の使用または公の施設の利用の対価として、施設の維持管理や運営に必要な費用の一部を施設の利用者に負担していただくものでございます。

しかし、使用料で賄われる費用以外の施設の維持管理等の費用は、構成市からの負担金として、両市の市民が市税という形で負担しているのが現状でございます。

施設の使用料金の設定に当たりましては、施設を利用する人と利用しない人の市民負担の公平性を踏まえることが重要であり、受益者負担の原則に基づき、利用者の皆さんに適正な負担を求めることが必要です。

そのため、利用者の皆さんにより適正な受益者負担を求めるため、使用料の見直しを行うこととし、使用料につきましては、おおむね20%の増額改定を行うとともに、利用時間の延長を行うものでございます。

別表に定める使用料についてであります、改修工事に伴いトレーニング室の拡充及び多目的室の新設を行ったことから、温水プール使用料をプール・トレーニング室使用料とし、新たに多目的室使用料を追加します。

なお、この条例の施行期日は規則で定める日から施行とし、十分な周知期間を経た上で施行したいと考えてございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

大森議員。

○11番（大森和夫君） 今の提案の理由を聞いていると、値上げとしか聞けないですね。中に20%を上限にとかいう話があつて。ただ、時間割ですね。時間のことで考えると、大人で言えば今回3時間で600円で、時間200円ですよ、いったら。以前のやつは、2時間で500円か。だから、いうたら250円と。時間で言えばね。そういう意味でいうと、あながち値上げという言い方はどうなんか、思うんですよ、それ、今ちょっと竹中市長おっしゃったけれども、3時間利用する人も多いからそういうことで変えたとかいうふうな形の提案のほうが、ずっと受け入れられやすいというかね。それから施設もよくなったので、それに見合うようとか。じゃないと、公平化とか受益者負担とかいうことになってくると、何か値上げ、値上げみたいな形になっていくんやけれども、ちょっとその辺の説明とか、実態はどうなんですかね。値上げなんですかね。それとも改定なんですかね。それから、実態に見合ったような形に適正化に努めたということなのか、ちょっとその辺のこと、もうちょっと説明してください。ただ説明聞くと、もう値上げというふうにしか判断できない。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） すみません。確かに、従前、改正前は2時間で500円ですという規定をしております、今回改正に当たって、それを600円にいたします。

〔「3時間でね」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（西田 満君） そうですね。

ただ、利用時間区分については、3時間という形にさせていただきたいと思っております。

実質、時間に戻したら値上げなのか値下げなのかみたいな話かと思えますけれども、あくまでも今回はその受益者負担の適正化という趣旨の中で料金を改定しようとして。それに伴

って、利便性の向上、超過料金を払う方、かなりの方がいらっしゃいます。それとか、時間、2時間では短いというような意見もございます。そういったことを踏まえて、利便性の向上のために3時間に拡大するということになります。

全体として、受益者負担の適正化ですから、値上げ、値下げは別にして、全体として、その利用料、使用料収入が増えることになりますから、それに伴ってその受益者負担の適正化が図れるというふうに考えてございます。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○11番（大森和夫君） 使いやすくなって、場所も施設もよくなって、2時間利用していた人たちが3時間おるかとか、おろうかとかいうような形でのその増収入含めてということで、いうふうな説明してもらったらね、何かもうちょっと受け入れやすいんやけれどもね。何か今の説明聞いても、何かもう一つ、値上げしたいんかなとか、僕より値上げって言いたいんかなと思うような感じで。

だから、それは、利用する人が、居心地がええからもっと長くおるとかいうふうな形で、利用者がふえるからとかいうような形での見込んでというふうな形になれば、そういう説明のほうがりわかりやすく理解しやすいと僕は思うんですね。実態的には、こういう実態になっていますので、それについては反対しないつもりでいますけれども、もうちょっとこの説明を、何といひかな、僕みたいに思っている人にも理解できるようにしてほしいなというように思うんですけども、その点、どうですか。

○議長（土井清史君） 局長、どうぞ。

○事務局長（西田 満君） すみません。先ほど申し上げたように、全体としたら、その利用料金収入というのは、すみません。使用料収入が今現在1,000万ぐらいなんですけれども、その2割アップですから、利用者数が変わらないとしたら、それが計算上1,200万になるわけでございます。ですので、その分、赤字補填というんですか、補填のために市民の税金が投入されている部分が減るということで、受益者負担の適正化につながる。全体としてですね。ただ、利用者の方にとっては、3時間使えるので、利便性の向上につながるという説明を先ほどさせていただいたつもりなんですけれども。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

○11番（大森和夫君） はい。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

どうぞ。

○10番（竹田光良君）　今回は、20%ほど上がるということなんですが、年間で入館者数が4万人程度ですかね。実質100円なので、この間、今、ちょっと実際、今のお話でしたら、要は、単純に計算したら200万ぐらい変わるという話なんかな。要は、先ほどの条例の件にもかかわってくるんですが、恐らく、今後指定管理者を選定していくということになるのかと思うんですが、このいわゆる改定によりまして、これが基本的に先ほどの条例によると、収入として指定管理料の中に入ってくるわけですね。そういうことですね。せやから、これは全て指定管理者が、要は収受するということになるわけですね。だから、ある意味、指定管理料の全体の中から言えば、200万になるんか、これ、100円上げて4万人やったら、僕、400万かなというふうに計算しておったんですけども。

〔「子供は」と呼ぶ者あり〕

○10番（竹田光良君）　ん。

〔「子供とかもあります」と呼ぶ者あり〕

○10番（竹田光良君）　ああ、子供代あるんか。ほんで、200万か。200万がそこに指定管理料の差がやっぱり出てくるわけなんですけれども、こういった部分についての影響というのは、200万ぐらいなのだというようなことなのか、ちょっと、指定管理をこれからするというものについて、その辺の影響は考えるところはなかったのかなというのが、これ、1つあります。

それと、受益者負担という考え方において、そして原価の算定がされているわけなんですけれども、特に人件費、給料、職員手当、共済費、経常的維持管理経費等々にこういう計算をされているわけでありまして、要は、これは、行政もそうなんですけれども、受益者負担の考え方でこれを算定してきているわけなんですけれども、基本的に指定管理者に出すということは、先ほどもお話ししましたけれども、この分というのは、使用料の分というのは、いわゆる指定管理者の収入に入ってくるわけですね。ですから、その考え方として、ちょっと疑問なんですけれども、要は、直営である場合について受益者負担としてこういうふうな出し方っていうのわかるんですけれども、指定管理者に出すことによりまして、少しやっぱりその意味合いが変わってくるのではないかなというふうに思うんですが、いや、それは違うんだということであれば、その辺の説明をお願いしたい。今の、要は直営である場合については、いわゆる受益者負担、それからこの原価の算定について、これはもうこのとおりやと思うんですけれども、単純に指定管理者をし、そして指定管理者のこれ収入になるんですよって話になったときに、果たしてこの受益者負担の考え方がこれでいいのかなと

いうふうにちょっと疑問を持ちましたので、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） 今回、指定管理者のその条例と、使用料の改定の条例を前後して上程させていただいたんですけれども、確かに使用料を改定した額でもって指定管理者にお支払いする指定管理料の計算をするというか、計算のベースになります。それは、もう間違いないです。その段階で、その使用料600円としますと、600円で計算した後で、指定管理料の上限額を定める、定めていく、それはもう間違いないかと思います。

ただ、使用料の改定と指定管理者制度の導入との関係というんですかね、それについては、あくまでもその受益者負担の適正化というんですかね。今、どれだけのコストがかかっておって、どれだけの使用料収入があるのかという中での料金改定になるわけでございまして、それが指定管理者に移行したときには、その600円、例えば600円のまま指定管理者がその利用料金になりますけれども、その利用料金の額を適用していくのか、あるいは指定管理者の裁量というか、経営努力でもってその額をどうするのかというのは、指定管理者の方にゆだねたい。ですので、ちょっとその、別の、ちょっと切り離して考えたほうがいいのかなと今のところは思っております。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○10番（竹田光良君） もうこれ以上突っ込むのやめますわ。難しい答弁になるなとは思っておったんですが、あえてちょっと聞かせていただきました。

今おっしゃったとおり、これ、600円を上限にして、確かにあと500円、400円、300円ということで、これは別に指定管理者がそれを今度は設定していくわけなんですけれども、ちょっと質問を一つ変えたいのが、この600円、もし600円ということで行きますと、6番に近隣施設との均衡というのありましたけれども、これで十分、いわゆる競争として成り立っていくというふうに、この600円というのはあるのかどうかと、そこを一つお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、本来でしたら、原価の算定に戻りますけれども、本来でしたら、これは、本当のこの算定からいくと、稼働率が75%から100%の間ぐらいに持ってきてもらわないと、これは本来はなりませんよというのがこの表で表しているんだと思いますけれども、この辺のことについては、いわゆる稼働率アップ、どなたかもおっしゃっていましたが、どう、さっきの指定管理者になってしまうんやけれども、要するに、恐らく直営でやっている限りは、この辺臨まれへんと思うんですけれども、指定管理者にはどう臨んでいくのか、最後に

お尋ねして終わりたいと思います。

○議長（土井清史君） 西田局長、どうぞ。

○事務局長（西田 満君） 使用料の見直しの資料の中の6番の近隣施設との均衡の部分でございますけれども、ちょっと事例を申し上げますと、泉佐野健康増進センターが、プールが600円、高石が500円、2時間。今のうちの場合と同じです。それと、和泉市の温水プールが600円、堺市が600円、岬町が600円、熊取町のひまわりドームが500円。それ以外に、トレーニングジムについて、うち以外のところは、全て400円、600円ぐらいを別料金で、うちの場合は、共通利用ということでさせていただいています。

あと、稼働率の考え方ですけれども、先ほど、当面50%というふうにしたいというようなお話しさせていただきましたけれども、これは、指定管理者に移行するときの提案の中で、今現状としたらこうなんやけれども、それをどのぐらいまでというような提案も考えられるのかなと思いますので、検討したいと考えております。

○10番（竹田光良君） もう結構です、すみません。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

○10番（竹田光良君） はい、ありがとうございます。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

大森議員、どうぞ。

○11番（大森和夫君） 賛成。

〔「そら、しないとね」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 賛成者の討論を許します。

○11番（大森和夫君） 使用料の金額は上がりますが、利用者へのサービス向上をして収入増を見込むということで賛成いたしますが、公平化、受益者負担ということを余り強調すると、今後のことですけれども、値上げにつながるので、利用実態に見合った形での使用料の適正化を今後も図っていただきたい。

もしか、この利用者が減るようなことがあれば、すぐに料金のあり方について、もうちょ

っと検討をお願いしたいということを申し添えて、賛成討論とします。

○議長（土井清史君） 逆になりましたが、反対討論の方、おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第5号 泉南清掃事務組合温水プール設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第9、議案第6号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例の制定についてを議題とします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者、どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第6号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例の制定についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書29ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本組合に設置する執行機関の附属機関について、必要な事項を定める必要から本条例を提案するものでございます。

条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書は31ページをお開き願います。

まず、第1条は、条例制定の目的を記載してございます。

第2条は附属機関の設置について、第3条は費用弁償について、第4条は委任について規定をいたしており、施行期日は公布の日から施行とさせていただきます。

次に、議案書32ページの別表でございしますが、附属機関として、平成30年度から予定の一

般廃棄物処理施設長期包括運営事業及び温水プール指定管理者制度導入に当たり、事業者選定委員会等を設置し、その担当事務は別表に記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

どうぞ。

○11番（大森和夫君） 選定委員は何人ぐらい考えておられるのか、選定委員のメンバーはどんな形で、外部とか、内部とか、有識者ってどういう人考えておられるのかお答え願います。

○議長（土井清史君） 西田局長、どうぞ。

○事務局長（西田 満君） 選定委員につきましては、それぞれ今回の当初予算にもその報酬が出てきておりますけれども、長期包括運営事業の選定委員会については10名以内を考えています。以内を考えています。

温水プール指定管理者の候補者の選定委員会につきましては、7名以内程度を考えています。まだ設置要綱等、設置しておりませんので、今後もその辺を詰めて検討したいと。

構成メンバーにつきましては、それぞれ、学識経験者が2名程度、あと法律関係に詳しい弁護士さんとか、特に長期包括の委員さんなんかは、法律関係が結構関係してきますので、そのあたり。あと、指定管理者の選定委員会につきましては、税理士さんとか公認会計士さん、そういった方。あと、特に指定管理者選定委員会については、利用のほうがありますので、利用者の方もできたら入っていただけたら、利用者代表というんですかね。そういう方も今のところは考えてございます。

ちょっと、2つちょっと並べて説明したので、ちょっとややこしいかもわかりませんが、今のはそういうことです。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○11番（大森和夫君） 内部の人はどんなふうにして考えて。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） 内部といいますか、職員につきましては、清掃組合の職員は、今のところ考えてはございません。ただ、市の施策とか、そういった関連もございまして、構成市の職員の方には、1名ないし2名程度入っていただけたらというふうには考えてござ

います。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

○11番（大森和夫君） はい。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第9、議案第6号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第10、議案第7号 泉南清掃事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第7号 泉南清掃事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定についてにつきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書33ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、議員の報酬の支給方法等について、他の行政委員会の委員の報酬の支給方法等に関する規定から分離し、報酬の名称を議員報酬とするため、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書は35ページを、議案補助資料は13ページをお開き願います。

まず、第1条は、条例制定の趣旨を記載してございます。

第2条につきましては報酬額について、第3条は費用弁償について、第4条は運用について、第5条は委任についての記載をしてございます。

次に、附則についてであります。施行期日は公布の日から施行し、本条例の制定に伴い、現在1本になっております特別職の職員等の報酬及び費用弁償条例から議員の報酬額を削除し、議案第6号で規定の附属機関委員及びその報酬額を新たに追加するため、その一部を改正するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

どうぞ。

○11番（大森和夫君） 今ちょっと、今ずっと改正前と改正後の金額見ているんですけども、これはもう値上げとかいうようなことはないんですね。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○事務局次長兼庶務課長（尾崎知行君） 値上げの予定はございません。

○議長（土井清史君） よろしいでしょうか。

○11番（大森和夫君） はい。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第7号 泉南清掃事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第11、議案第8号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第8号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、予算書1ページをお開き願います。

歳入、歳出予算の総額をそれぞれ14億2,995万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳出予算からのご説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお開きください。

第1款議会費としまして、組合議会の活動に要する経費として347万3,000円を計上いたしてございます。

第2款衛生費としまして11億1,677万7,000円を計上してございます。

第3款公債費としまして3億940万5,000円、第4款予備費としまして30万円を計上いたしてございます。

以上、歳出予算額は14億2,995万5,000円の予算でございます。

次に、歳入予算でございますが、3ページをお開き願います。

第1款負担金としまして9億9,125万9,000円、第2款使用料及び手数料としまして1億5,744万円、第3款繰越金としまして1,000円、第4款諸収入としまして3,035万5,000円、第5款組合債としまして2億5,090万円を計上してございます。

以上、歳入予算額14億2,995万5,000円の予算でございます。

なお、債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額並びに歳出予算の流用につきましては、本案のとおり定めたものでございます。

なお、予算の概要につきましては、改めて事務局長から説明をさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

続きまして、事務局の説明を求めます。

事務局長。どうぞ

○事務局長（西田 満君） それでは、私のほうから一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の概要でございますが、予算書の9ページをお開き願います。

まず歳入につきましてご説明申し上げます。

第1款の負担金であります。泉南市が5億3,884万8,000円、阪南市が4億5,241万1,000円となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、ごみ処理施設使用料が1億4,723万円、温水プール使用料が1,021万円の計上となっております。

次に、10ページの繰越金につきましては、例年どおり1,000円の計上といたしております。

続きまして、第4款の諸収入であります。雑入といたしまして、有価物売上代金、日本容器包装リサイクル協会からのペットボトル等の有償入札拠出金及び再商品化合理化拠出金等を合わせまして3,035万5,000円を計上いたしております。

次に、11ページの組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債といたしまして、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債で130万、ごみ処理施設整備事業債で2億4,960万円の起債を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

第1款の議会費であります。議員報酬及び行政視察等組合議会活動に関する経費といたしまして347万3,000円を計上いたしております。

次に、13ページの第2款衛生費の清掃費、清掃総務費であります。14ページにかけましての特別職の報酬を初め、一般職5人分の給料、職員手当等及び共済費、合わせまして4,455万5,000円となります。それを計上いたしております。

旅費につきましては、職員出張旅費及び行政視察の随行に伴う旅費の38万円を計上いたしております。

需用費につきましては、消耗品費、自動車燃料費が主なもので、63万8,000円の計上となっております。

役務費につきましては、組合本体施設・温水プール及びリサイクル施設の建物災害保険料118万4,000円をはじめまして、各種健康診断料を計上いたしております。

委託料286万9,000円につきましては、浜老人集会場管理委託料として光熱水費の一部を負担するための経費、地方公会計制度改革に伴う公会計制度導入関連業務委託料及び財務会計システム保守委託料でございます。

次に、15ページにかけましての使用料及び賃借料54万7,000円のうち、国有財産土地使用料35万4,000円につきましては、構成市の収集部門が使用しております国有地の敷地部分については有償貸し付けとなっておりますので、近畿財務局に土地使用料を負担するものでございます。

続きまして、備品購入費につきましては、パソコン等の購入でございます。

次に、負担金補助及び交付金38万2,000円につきましては、全国都市清掃会議を初めとする各種協議会及び職員厚生会並びに会計管理者事務負担金を支出するものでございます。

続きまして、塵芥処理費であります。16ページにかけましての一般廃棄物処理施設長期包括管理運営事業者選定委員報酬及び給料、職員手当等、共済費につきましては、事業課9人分の人件費であり、合わせて7,552万7,000円を計上いたしております。

賃金につきましては、ごみ受け入れ、構内及び周辺環境美化作業に係る賃金であり、389万4,000円を計上いたしております。

次に、需用費1億4,806万円のうち消耗品費につきましては、職員に貸与いたしております作業皮手袋、防塵マスク、安全靴等の保護用具等で、燃料費につきましては、焼却炉の立ち上げ等に使用しますバーナーの灯油代、ごみピット及びリサイクルセンターで使用しますフォークリフト・ショベルカーのガソリン・軽油代でございます。

光熱水費につきましては、工場棟及びリサイクルセンターの電気代、上下水道代、中央制御室及びリサイクルセンターのプロパンガス代でございます。

修繕料につきましては、フォークリフト・ショベルカーの修繕、焼却施設の定検工事に伴う修繕、リサイクルセンター設備等の修繕が主なものとなっております。

薬品費につきましては、有害ガス除去剤の消石灰、ダイオキシン除去のための活性炭及び焼却灰固形剤のいわゆるキレート剤等の購入が主なものでございます。

次に、役務費83万3,000円につきましては、ボイラー性能検査及び計量器定期検査等の法定検査手数料、構内で使用いたしますショベルカー等の自動車保険料が主なものであります。

次に、17ページにかけましての委託料3億4,910万2,000円の主なものにつきましては、排

ガス及びダイオキシン類等の測定及び作業環境等の測定を年2回実施いたしておりまして、一般廃棄物埋立処分委託料につきましては、大阪湾広域環境整備センター、通称フェニックスに焼却灰の埋め立て処分を委託するものであります。資源ごみ選別等業務委託料につきましては、有価物のリサイクルを推進するための選別業務でございます。

また、ごみ処理施設一部運転管理業務委託料につきましては、プラント運転及びクレーンの運転・破碎処理、計量業務及び粗大ごみ選別業務を民間事業者へ委託するものであります。

また、一般廃棄物処理施設長期包括運営委託発注支援業務委託料につきましては、12月の定例会におきまして、28年度補正予算で債務負担行為を設定し、ご説明させていただきましたが、平成30年度から予定しております長期包括運営委託事業の導入に向けた事業者の選定等を円滑に行うための費用でございます。

続きまして、使用料及び賃借料の8万円につきましては、酸素濃度計の借り上げ料でございます。

続きまして、工事請負費4億1,946万4,000円のうち、ごみ焼却設備定検工事につきましては、焼却設備が機能を十分に発揮するため、運転中に実施できない内部点検や主要機器の分解、部品の検査等を実施し、施設の能力を最大限に維持し、運転に支障のないよう整備を行うものであります。

また、ごみ焼却設備改修工事につきましては、28年度から2カ年にかけて実施しております蒸気式空気予熱器の改修工事であり、焼却炉稼働時からの機器であるため、内部の摩耗・腐食が激しくなっておりまして、法定検査がクリアできない状態になっていることから、28年度に機器の製作、29年度に機器の設置を行うものでございます。

また、灰クレーン更新工事につきましては、クレーン本体、バケット等の経年劣化に伴う更新工事でございます。

1・2号バグフィルター更新工事につきましては、平成12年度のダイオキシン対策に伴い設置いたしましたバグフィルターの更新工事でございます。

次に、負担金補助及び交付金148万8,000円につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金でありまして、埋立処分関連施設の建設改良に係る事業費の負担金でございます。

次に、公課費の汚染負荷量賦課金26万4,000円につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定により、環境再生保全機構への賦課金でございます。

続きまして、18ページにかけましての厚生費、温水プール管理費でございますが、指定管

理者候補者選定委員報酬が11万3,000円及び職員2名分の給料、職員手当等、共済費を計上いたしております。

次に、需用費861万2,000円のうち、消耗品費につきましては、プール機械設備等及び事務用の消耗品費であり、光熱水費及び薬品費、経年劣化による設備の修繕等の維持管理費が主なものでございます。

次に、役務費96万7,000円につきましては、入場者傷害及び賠償責任保険料、大阪府への水質検査手数料が主なものとなっております。

次に、委託料3,648万1,000円につきましては、温水プール及びトレーニング室の管理運営業務、各設備の管理及び整備、法定点検についての委託業務が主なものでございます。

次に、使用料及び賃借料156万8,000円につきましては、券売機・両替機借上料及びトレーニング機器の借上料が主なものでございます。

次に、備品購入費21万6,000円につきましては、温水プール改修工事に伴い器具等の購入を行うものでございます。

次に、19ページの公債費3億940万5,000円でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、ごみ処理施設整備事業債、基幹的設備改良工事事業債、温水プール施設整備事業債でありまして、元金につきましては、28年度借り入れ予定分及び償還終了分と差し引きをいたしまして、前年度より1,914万円の増額の3億210万3,000円、利子につきましては、28年度借り入れ予定分及び償還終了分と差し引きをいたしまして、前年度より109万3,000円減額の730万2,000円の計上となっております。

詳しくは議案補助資料の15ページに、起債償還年次表を添付してございますので、ご参照いただけたらと思います。

なお、議案書21ページから27ページにかけまして人件費に係る給与明細書を、27ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、29ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

続きまして、債務負担行為の概要でございますが、議案書5ページをお開き願います。

上段第2表の債務負担行為をご参照願います。

昨日の全員協議会でご説明いたしましたが、平成30年度から一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業を実施するに当たり、平成29年度中に運営事業者の選定及び準備期間等の関係

で29年度中に包括委託契約を締結する必要があります。そのため、平成29年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、設定期間につきましては、平成29年度から平成39年度まで、限度額につきましては、昨日の全員協議会でご説明いたしましたが、運営期間10年間の経費の限度額といたしまして、73億2,265万7,000円を計上いたしてございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度泉南清掃事務組合一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございますか。大森議員。

○11番（大森和夫君） 歳入にかかわってなんですけれども、ごみの減量化の進み具合と、それからリサイクル率の進み具合というのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（土井清史君） どうぞ、局長。

○事務局長（西田 満君） すみません。ごみの減量化とリサイクル、2点のご質問がございました。

ごみの減量化につきましては、もう以前にもご説明させていただいていると思うんですけれども、平成20年度に泉南・阪南両市がごみの有料化を図ったときに、約2割程度ごみの削減が図られてございます。それ以降は、徐々にではありますけれども、減量が図られているというような状況になっておりまして、27年度実績では、搬入量といたしましては3万5,000トンぐらいの量になってございます。

それと、リサイクルにつきましては、リサイクル率のことになるかとは思いますが、平成27年度のリサイクル率を計算してみますと約12%。これは、入ってくるごみの総量分のリサイクルに回したごみの量、それと集団回収とかやっていますので、それも乗せた形の試算ですけれども、それでいきますと、大体12%程度になってございます。

泉南・阪南市の内訳、泉南市が約12.7%、阪南市が15.1%というふうになっております。

そうですね、リサイクルにつきましては、当然収集部門との協力も必要になってきますので、両市の収集部門、それと調整・協力しながら、今後ともリサイクルの推進には努めてまいるというふうに考えてございます。

○議長（土井清史君） 大森議員、ページ数言うてください。

○11番（大森和夫君） これは、歳入全体のことを聞いているので、減量化については、9

ページのところの負担金とか使用料のことで聞いているので、どの項目ということではあれ
なんですけれども。

減量化が進めば、収入が減るというか、いうところも出てきますわね。というか、一時は
燃やす燃料がないというか、ごみを燃やしてやっていた分がなくなるとか、その分灯油買う
てという話があったんですけれども。それでも、減量化は進めていかなあきませんはね。そ
れに対応する、対応というか、目標とか特別定めてないんですかね。ちょっと数字がわから
ないのであれですけれども、多分人口割でいうたら、泉南市はごみが、焼却ごみが多いのか
どうかとかいうのがわかるのか。それから、リサイクル率については、これ、泉南市は低い
というふうに聞けて、それ、何か、イオンとかが何か直接あいうところで管理している部
分があるから低いんだと、そういう説明もあったと思うんですけれども、ちょっとリサイク
ル率が確かほかよりも低いという話、聞いていたので、その対応とか対策とかについてお答
え願います。

○議長（土井清史君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまのご質問の件ですが、清掃事務組合につきましては、阪
南市と泉南市が集められたごみを、この工場内でいかにリサイクルするかということになり
ますので、泉南市のリサイクル率、阪南市のリサイクル率とはかなり数字が変わってきます。
分母になる数字も変わってきますので、組合といたしましては、先ほど事務局長のほうから
説明がありました数字とちょっと違いがありまして、工場内で入ってきたごみを最終的には
製品として、お金で、価値のあるものは売り払って、そして価値のないものはお金をつけて
引き取りをしていただいています。お金をもらって売れるもの、そういったもののリサイク
ル率につきましては、約60%ぐらいですね。入ってきたものに対して60%ぐらいのリサイク
ル率というのができていますので、かなり工場内でのリサイクル率としたら高いかなと思っ
ております。

それと、よく泉南市、阪南市でもその他プラスチックというごみを分別されてごみに出さ
れていると思うんですが、その他プラスチック、それから瓶の色のついた黒とか青色の瓶な
んですが、それとペットボトル、これにつきましては、お金をつけて引き取りをしていただ
かないとだめなものになっております。いわば値打ちがないと。ただ、ペットボトルにつ
きましては、市場価格というのが非常に変動が激しいので、日本容器包装リサイクル協会が入
札したときに、突然高く売れる場合もあれば、安く売れる場合もありまして、非常に落札金
額の変動が激しい。それによって組合への収入が変わってくるというのが現状でございます。

ですから、もとに戻りますが、リサイクル率と一言に言いましても、なかなか、10%やからリサイクル率が低い、60%やからリサイクル率が高いというように判断すれば、それは考え方が違うのかなというふうに思います。

ちょっと答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（土井清史君） どうぞ。

○11番（大森和夫君） あと、粗大ごみもやっぱり、特に高齢化になってきて、引き取り、前みたいに週に一遍でも月に一遍でも引き取りにやっぱり来てほしいと。電話してからすることになっていますね。そういう要望、やっぱり多いんですよね。大きな電化製品なんて大きなものもありますしね。その対応とか、それに伴って不法投棄なんていうのは、こっちで実態つかんでおられるんですかね。もしかわかれば、不法投棄の状況とか、対策とか、お答え願います。

○議長（土井清史君） 西田局長。

○事務局長（西田 満君） すみません。粗大ごみの引き取りの対応について、清掃組合のほう引き取る対応はやっておりませんので。収集のほうもありません。それはちょっとお答えできかねます。

それと、不法投棄ですね。それも、うちは受け入れしたごみを適正に処理するというところでございますので、実態は、ちょっと把握してはおりません。

○議長（土井清史君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） まだほかに答弁ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第11、議案第8号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（土井清史君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これをもちまして閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成29年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月29日

議 長 土 井 清 史

署 名 議 員 古 谷 公 俊

署 名 議 員 竹 田 光 良